

# やまびこスケートの森トレーニングセンター会員 [規約]

令和4年7月

## 第1条（名称）

本施設は、やまびこスケートの森トレーニングセンター（以下、「本施設」という）と称します。

## 第2条（所在地）

本施設の所在地は、岡谷市内山4769番地14とします。

## 第3条（運営）

本施設は、株式会社やまびこスケートの森（以下「会社」という）がその運営、指導にあたります。

## 第4条（目的）

本施設は、会員及びこれを利用する方の、心身の健康維持と増進、利用者相互の親睦を図り、またスポーツ選手の競技力向上を目的とします。

## 第5条（本施設の利用資格）

本施設の利用は、次の各項に該当する方とします。

1. 心身共健康で、また自己の責任において利用できる方。
2. 本施設の利用にあたり、ふさわしい品徳と社会的信用のある方。
3. 刺青をされていない方。
4. 反社会的勢力ではない方。

## 第6条（会員の種類及び施設利用範囲）

会員は、本施設の趣旨に賛同する方々で構成し、次のとおり区分します。

1. 一般会員：平日デイ会員・平日ナイト会員・ホリデー会員・フルタイム会員があり、中学生以上で個人として任意に入会された方とします。トレーニングルーム・スタジオ等がご利用できます。但し、各施設によっては、予め予約をいただく場合や、ご利用時間を制限させていただく場合があります。（以下、1を「会員」という。）
2. 法人会員：別途規約に定めるものとします。

## 第7条（ビジター利用）

会員以外（法人会員を除く）で本施設を利用される方をビジターとします。

ビジターの方は、本規約に従い、自己管理上の責任を負い、別途定める料金にて施設利用ができます。

## 第8条（入会金及び入会金有効期間）

入会金は別途定める金額とし、会社が定める日までに納入するものとします。一旦支払われた入会金は、原則として返還いたしません。入会金の有効期間は、月会費等を規定どおり支払えば、本施設が存続している限り有効とします。但し、入会金支払後1ヵ年を経過した場合は、施設閉鎖などがあっても会社は補償の責を負いません。

## 第9条（会費）

入会者は、別途定める会費を八十二銀行預金口座振替制度にて、会社の期日指定日に前納するものとします。一旦支払われた会費は原則として返還いたしません。

## 第10条（入会の手続き）

本施設に入会希望の方は、所定の申し込み手続きを行い、会社の承認を受けた上で、会社の定める入会金及び月会費1ヶ月分を納入するものとします。但し、月の途中で入会の場合は（15日以降）その月の半月分を翌月引き落すことになります。申込者が18歳未満または、高校生以下の場合は保護者の承諾が必要です。また、必要により医師の運動許可証の提出を求めることがあります。

## 第11条（会員証）

1. 会員には会員証を発行します。
2. 会員が本施設を利用する時は受付にて会員証を提示しなければなりません。
3. 会員証を紛失または汚損した場合は、速やかに所定の手続きを行い、本施設に再発行を申請するものとします。尚、別途定める再発行手数料を頂きます。
4. 会員が会員資格を喪失した場合は、会員証を速やかに本施設に返還して頂きます。

## 第12条（会員資格）

会員資格は、入会手続きを全て終了し、会員証の発行をもって発生するものとします。

## 第13条（会員資格の譲渡及び貸与）

会員資格は、申込者本人のみ有効であり他への譲渡及び貸与はできません。

## 第14条（会員資格の一時停止・除名）

会員が次の項目のいずれかに該当する場合は会社の判断により、会員資格を一時停止又は除名することができます。

1. 会費・利用料等の支払いを2か月以上滞納し、期限を定めた催告に応じないとき。
2. 本規約、その他会社の定める規則に違反した時。
3. 本施設を故意に毀損した時。
4. 本施設の名誉、信用を傷つける行為、又は秩序を乱す行為をしたとき。
5. その他、会員としての品徳を損なう行為のあったとき。

## 第15条（会員資格の喪失）

会員は退会・除名・死亡によりその資格を失います。

## 第16条（退会）

会員が本施設を退会するときには、1ヵ月前までに所定の手続きにより退会届を提出し、会社の承認を得るものとします。

## 第17条（会員資格期間）

会員資格の有効期間は、第13・14・15条による以外は本施設が存続している限り有効とします。

## 第18条（休会）

会員がやむを得ない事情により休会する場合は、所定の手続きにより会員証及び休会届を提出し、会社の承認を得るものとします。尚、休会には別途定める休会手数料を支払っていただきます。但し、休会が認められた場合でも、一旦支払われた会費は返還いたしません。

## 第19条（施設の利用及び事故等の責任）

1. 本施設利用者は、事故の責任と危険負担において、本施設を利用していただきます。
2. 本施設利用者は、施設内では係員の指示に従っていただきます。
3. 本施設利用者が、施設を故意に毀損した時は、損害を賠償していただきます。
4. 係員の指示に従わない方、酒気を帯びている方、医師に運動を止められている方、伝染病・生命にかかる重大な疾病やけが等を持つ方はご利用できません。但し、医師の運動許可証がある場合は、この限りではありません。
5. 会社は、利用中に発生した事故等・本施設での盗難・紛失・傷害等については、一切責任を負いません。但し、会社に故意、又は重大な過失があった場合はこの限りではありません。
6. 会員証利用で他人利用によるトラブルが発生した場合、会員証所有者にその責任を負って頂きます。

## 第20条（営業時間・休業日）

本施設の営業日・営業時間は、別途に定めます。但し、大会・イベント・施設の点検・補修等のため休業する場合があり、予めお知らせいたします。

## 第21条（遵守事項）

1. 本施設にペット・爆発物・可燃物・鉄砲刀剣類等、危険物の持ち込みを禁止します。
2. 利用者は本施設では、募金活動・物品飲食等の販売はできません。
3. 所定の場所以外での飲食はできません。また、本施設敷地内は、全面禁煙となっております。

## 第22条（金額改定）

本施設では、入会金・会費等の料金を、経済情勢の変動等により変更する場合があります。変更の際は、前もってその旨を通知いたします。尚、支払い済みの入会金及び会費等まで遡って変更するものではありません。

## 第23条（利用制限・一時休止・廃止）

施設改修、設備更新及び天災・法令の改廢・行政指導・社会情勢・経済情勢の著しい変化、その他会社にとってやむを得ない事由が発生した場合、会社は本施設利用を制限し、又はこれらを一時休止もしくは廃止することができます。

## 第24条（変更事項）

会員は、その名称・住所・その他入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに会社に届け出るものとします。

## 第25条（規定）

本規約に定めない事項、及び業務運営上必要な事項は、別途規定に定めます。

## 第26条（改正）

本規則及び規定の改正・変更は、会社が定め、その効力は、すべての利用者に及ぶものとします。

## 第27条（発効）

本規約は令和4年6月より発効します。